住宅用火災警報器（住宅用防災機器）

吹田市火災予防条例が改正され、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。**※設置期限は平成２３年５月３１日でした。**

・戸建て住宅の他、マンションや店舗付き住宅も設置の対象となります。
・自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている場合は、住宅用火災警報器を設置する必要はありません。

住宅用火災警報器

現在市販されている住宅用火災警報器は、大きく分けると煙に反応するタイプの「煙感知式」と熱に反応するタイプの「熱感知式」の２種類があります。

通常は、「煙感知式」を取り付けますが、台所に設置する場合には、「熱感知式」の方が誤作動を防げます。

煙感知式

煙感知式（壁取付型）

熱感知式

住宅用火災警報器は、設置方法により、検知した火災警報器だけが鳴動する**「単独型」**、全ての火災警報器が鳴動する**「連動型」**、感知器と受信機を組み合わせた**「住宅用自動火災報知設備」**などがあります。また、高齢者、目や耳の不自由な方には火災発生を音や光で火災を知らせる**「補助警報装置」**も増設できます。

単独型

連動型

住宅用自動火災報知設備

住宅用火災警報器を設置する場所

基本的には、**就寝のために使っている部屋（寝室）**に設置します。
また、寝室の場所により、**階段**への設置も必要になります。
寝室がない場合でも**７㎡以上の居室が５つ以上ある階**には、廊下に火災警報器の設置が必要です。
※台所への設置の義務はありませんが、火災の発生状況から設置をお勧めしています。

２階建て
設 置 例

階段
寝室
居室
階段
居室
居室

３階建て
設 置 例

階段
居室
階段
寝室
階段
寝室

階段
寝室
階段
居室
階段
寝室

※ご自宅がどのタイプに該当するかご確認下さい。
その他の設置例は、各消防署にお問合せ下さい。

住宅用火災警報器を設置する位置

天井の場合

火災警報器の中心を壁から６０ｃｍ以上離します。

壁の場合

火災警報器の中心が天井から１５ｃｍ～５０ｃｍ以内になるようにします。

はりなどがある場合

火災警報器の中心をはりから６０ｃｍ以上離します。

エアコンなどの吹出口付近

火災警報器の中心を換気扇やエアコンなどの吹出口から１．５ｍ以上離します。

火災警報器に関する質問などは最寄りの消防署で受け付けています。

南消防署　電話：６３８１－０００３
北消防署　電話：６８７２－０７６６
西消防署　電話：６３８４－０１５１
東消防署　電話：６８７６－９１１９

【参考】
一般社団法人日本火災報知機工業会ＨＰ http://www.kaho.or.jp/
住宅防火対策推進協議会ＨＰ http://www.jubo.go.jp/

住宅用火災警報器の維持管理

住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」というときに住宅用火災警報器がきちんと働くよう、日頃から作動確認とお手入れをしておきましょう。

・電池切れに注意！

住宅用火災警報器は電池が切れると作動しなくなります。

定期的に点検ボタンを押す（ひもを引く）などして作動確認を行いましょう。

（１）電池の寿命

電池の寿命は概ね５年から１０年が目安となります。

（機種によっては、電池寿命が近づくと音（音声）やランプ表示などで電池交換時期を知らせてくれるものもあります。）

※　新しい電池へ交換する際は、取扱説明書や販売店などで電池の種類をご確認ください。

（２）電池交換ができないもの

電池交換ができるタイプと、できないタイプがあります。電池交換ができないタイプは、住宅用火災警報器を本体ごと交換する必要があります。

（３）住宅用火災警報器本体の寿命

住宅用火災警報器本体のセンサー等の寿命により本体交換が必要となる場合があります。本体の寿命は概ね１０年が目安になります。

定期的に点検・掃除をしましょう！！

・火災でもないのに警報音が鳴ったら

・警報音停止ボタンを押す。または、ひもがついているタイプのものはひもを引く。

・湿気や料理の煙などで誤作動を起こした場合は、室内の換気等を行なってください。

・ホコリが入ることでも誤作動を起こす場合があります。定期的に掃除をしましょう。
掃除の方法は機種によって違いますので取扱説明書をご確認ください。

・機種によっては、故障の際にも音（音声）やランプ表示で知らせてくれるものがあります。対処方法は取扱説明書を確認してください。

※下記のリンクに住宅用火災警報器のメーカーごと機種ごとの対処方法が掲載されていますので参考にしてください。

一般社団法人日本火災報知機工業会ＨＰ　http://www.kaho.or.jp/